尾張旭市監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき実施した随時監査(工事監査)の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和3年1月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

工事監查報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項に基づく随時監査(工事監査)

- 2 監査の対象
 - (1) 工事名

(仮称)消防団第六分団車庫・南部消防防災施設新築工事(建築・電気・機械)

(2) 工事場所

尾張旭市南本地ヶ原町三丁目45番地1、46番地1、47番地

(3) 請負金額

ア 建築工事

110,990,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額10,090,000円)

イ 電気工事

22,935,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,085,000円)

ウ機械工事

18,260,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,660,000 円)

- (4) 工事請負業者
 - ア 建築工事

小原建設株式会社名古屋支店

イ 電気工事

白月工業株式会社

ウ機械工事

東海設備工業株式会社尾張旭市営業所

(5) 設計及び工事監理

株式会社加藤建築事務所

(6) 工期

令和2年5月29日から令和3年3月19日まで

- (7) 建物規模等
 - ア 敷地面積 518.92㎡
 - イ 建築面積 241.32㎡
 - ウ 延べ面積 442.37㎡
 - 工 構造

鉄骨造 地上2階建

(8) 工事概要

矢田川以南唯一の消防施設である消防団第六分団車庫の老朽化に伴う移転建替え 及び地域防災拠点としての機能を付加した施設整備を目的とし、出動の至便性の向 上や、災害時の対応を強化するものである。

ア 建築工事

- (ア) 本体工事 一式
- (1) 外構工事 一式

イ 電気工事

/	±4.05.41 □ □ H H → H	D _*
15/	幹線動力設備工事	
())		— T(
() /	T /// T //	<i>I</i>

(λ)	発電設備工事	— =
(1)	开自动用 1. 11	— <u>I</u> (

(1) 構内情報通信網設備工事 一式

ウ機械工事

- (7) 空気調和設備工事 一式
- (4) 換気設備工事 一式
- (ウ) 衛生器具設備工事 一式
- (工) 給水設備工事 一式
- (オ) 中水設備工事 一式
- (カ) 排水設備工事 一式
- (1) 給湯設備工事 一式
- (ク) ガス設備工事 一式
- (ケ) 消火設備工事 一式

(9) 進捗状況(令和2年10月末現在)

ア 建築工事

計画出来高 39.7% 実施出来高 39.7%

イ 電気工事

計画出来高 9.5% 実施出来高 9.5%

ウ機械工事

計画出来高 34.6% 実施出来高 34.6%

3 監查対象課

消防本部消防総務課

4 監査の期間

令和2年9月25日から令和2年11月12日まで

5 監査方法

本監査は、技術的観点からの監査を主眼としているため、公益社団法人大阪技術振 興協会に工事技術調査業務を委託し、技術士の派遣を得て、当該工事の執行に係る設 計図書等の審査及び現場での実地調査を実施するとともに関係職員等からの説明を受 けて行った。

6 監査結果

工事の施行は、おおむね適正に処理されていると認められたが、その中で次のとおり留意事項及び要望事項が挙げられるので、参考とされたい。

(1) 書類関係について

電気工事において、掛金収納書を確認したところ、建設業退職金共済制度の共済 証紙は10日券の購入であったが、より実態に即した1日券での購入について指導 されたい。また、工事完成後に下請負業者に配付されているか、受払簿で確認され たい。

- (2) 施工に関する書類について
 - ア 履行報告書の数値は、実施工程表に出来高曲線グラフを記載させ、計画出来高 (黒色)と実施出来高(赤色)を色分けしていたが、工種別の構成比率が記載さ れていないため、月ごとの累計出来高数値根拠が不明確となっていた。数値根拠 を明確にするよう指導されたい。
 - イ 建築本体工事は、工種ごとに計画書が提出され、今後も工程の施工前に順次提出される。事前に提出予定の計画書の一覧を作成させ、既提出と未提出の区分を明示することにより、施工及び品質の管理に努められたい。
 - ウ 段階確認報告書及び施工状況把握報告書については、各工事とも適切に作成され、管理されていた。事前に段階確認及び検査の予定時期等の一覧を作成し、活用することにより、確認忘れの未然防止を図ることについて検討されたい。
- (3) 現場施工状況について
 - ア 本工事は、中規模建設工事現場(10人~49人)であるため、安全管理組織においては、統括安全衛生責任者及び安全衛生責任者ではなく、それぞれ「準ずる者」を配置することとなる(「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」参照)。今後は、指針に沿って指導されたい。

- イ 建設業法等により、工事現場への掲示が必要とされるもの(「再下請負通知書の 提出案内」、「建設業の許可票」、「労災保険関係成立票」及び「作業主任者一覧表」) については、記載項目について請負業者への指導を徹底されたい。なお、建設業 許可票の主任技術者の選任の有無欄、資格者証交付番号欄及び許可年月日欄につ いては、記載要領を再確認されたい。
- ウ 現場内に設けられた産業廃棄物の一時保管場所については、保管基準に沿い、 必要事項を記載した掲示板を設置する必要がある。
- エ 現場の2階の端部に、安全帯等の取付設備が一部開放状態の箇所が認められた。 労働安全衛生規則に、事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合 において、労働者に安全帯を使用させるときは、安全帯等を安全に取り付けるた めの設備を設けなければならず、また、異常の有無について随時点検しなければ ならない旨が規定されている。
- オ 溶接作業時に、保護メガネ及びマスクを使用していない作業員が見受けられた。 労働安全衛生規則及び粉じん障害防止規則に、事業者は、アーク溶接のアークそ の他強烈な光線を発散して危険のおそれのある場所では、保護具(メガネ)を備 え付け労働者に使用させること、また、アーク溶接する作業を行う場合は、屋内 屋外を問わず呼吸用保護具(防じんマスク)を使用させる旨が規定されている。

(4) 技術調査全般について

本工事の各種提出書類及び施工計画は、適切に作成されており、監督員監理も適正であった。

工事施工においては、現場での施工管理が工事目的物の品質に大きく影響する。 本体工事は、今後忙しく推移することが見込まれるが、寒さが厳しくなり、風も通りやすい施工場所であるため、火災防止及び安全管理について徹底されたい。また、管理体制の更なる充実を図ることにより、無事故、無災害での完成となるよう指導されたい。